

# 条 例 議 案 の 概 要

—平成27年9月臨時会—

目 次

議案第 81 号 専決処分につき承認を求めることについて ..... 1  
(盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例)

議案第 81 号

専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例）

1 改正の趣旨

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）の一部を改正する法律が公布，同日施行されたことに伴い，盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する必要性が生じたことから，地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定に基づく専決処分により改正したものである。

2 改正の内容

避難指示が解除された区域に居住していた住民について，福島復興再生特別措置法の一部改正する法律により特定帰還者と規定し，従前どおり居住制限者と同様に収入等の入居資格要件の緩和を認めるもので，盛岡市改良住宅条例第 8 条及び盛岡市市営住宅条例第 6 条第 1 項を改正した。

3 施行期日

平成27年 7 月 16 日

【第1条】盛岡市改良住宅条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市改良住宅条例 昭和37年9月29日条例第37号 改正 略 平成27年7月16日条例第34号</p> <p>盛岡市改良住宅条例 第1条から第7条まで 略 (一般入居者の資格)</p> <p>第8条 第6条第1項及び前条の場合において、改良住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者並びに福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第27条に規定する特定被災者及び同法第39条に規定する居住制限者にあつては、第2号及び第4号から第6号まで)に掲げる要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) その者の収入がアからエまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからエまでに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者又は同居者に次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者がある場合 13万9,000円</p> <p>(ア) 障害者特別支援法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p>(イ) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p>(ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>(エ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p>	<p>○盛岡市改良住宅条例 昭和37年9月29日条例第37号 改正 略</p> <p>盛岡市改良住宅条例 第1条から第7条まで 略 (一般入居者の資格)</p> <p>第8条 第6条第1項及び前条の場合において、改良住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者及び 福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第29条第1項)に規定する居住制限者にあつては、第2号及び第4号から第6号まで)に掲げる要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) その者の収入がアからエまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからエまでに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者又は同居者に次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者がある場合 13万9,000円</p> <p>(ア) 障害者特別支援法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p>(イ) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p>(ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>(エ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p>

改正後	改正前
<p>(オ) 海外からの引越者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 13万9,000円</p> <p>ウ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 13万9,000円</p> <p>エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 11万4,000円</p> <p>(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(3) 市町村民税又は特別区民税を滞納していない者であること。</p> <p>(4) 過去に改良住宅(市営住宅(盛岡市市営住宅条例(平成9年条例第32号)第2条第1号に規定する市営住宅をいう。以下同じ。)及びコミュニティ住宅(盛岡市コミュニティ住宅条例(平成9年条例第39号)第2条第1号に規定するコミュニティ住宅をいう。)を含む。以下この号及び次号において同じ。)に入居していた者にあつては、未納の家賃等当該改良住宅の使用に係る債務がないこと。</p> <p>(5) 過去5年以内に第31条第1項各号のいずれかに該当することにより改良住宅を退去させられた者でないこと。</p> <p>(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第10条第3項及び第13条の3第1項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</p> <p>第8条の2から第41条まで 略 附 則 略 附 則 (平成27年条例第34号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>別表 略</p>	<p>(オ) 海外からの引越者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 13万9,000円</p> <p>ウ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 13万9,000円</p> <p>エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 11万4,000円</p> <p>(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(3) 市町村民税又は特別区民税を滞納していない者であること。</p> <p>(4) 過去に改良住宅(市営住宅(盛岡市市営住宅条例(平成9年条例第32号)第2条第1号に規定する市営住宅をいう。以下同じ。)及びコミュニティ住宅(盛岡市コミュニティ住宅条例(平成9年条例第39号)第2条第1号に規定するコミュニティ住宅をいう。)を含む。以下この号及び次号において同じ。)に入居していた者にあつては、未納の家賃等当該改良住宅の使用に係る債務がないこと。</p> <p>(5) 過去5年以内に第31条第1項各号のいずれかに該当することにより改良住宅を退去させられた者でないこと。</p> <p>(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第10条第3項及び第13条の3第1項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</p> <p>第8条の2から第41条まで 略 附 則 略</p> <p>別表 略</p>

改正後	改正前
<p>○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正 略 平成27年7月16日条例第34号</p> <p>盛岡市市営住宅条例 盛岡市市営住宅条例(昭和35年条例第32号)の全部を改正する。 目次から第5条まで 略 (入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅(特定住宅を除く。)に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者並びに福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第27条に規定する特定被災者及び同法第39条に規定する居住制限者)にあっては、第2号及び第4号から第6号まで)に掲げる要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) その者の収入がアからオまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからオまでに掲げる金額を超えないこと。 ア 入居者又は同居者に次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者がある場合 21万4,000円 (ア) 障害者特別支援法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの (イ) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの (ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者 (エ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所</p>	<p>○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正 略</p> <p>盛岡市市営住宅条例 盛岡市市営住宅条例(昭和35年条例第32号)の全部を改正する。 目次から第5条まで 略 (入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅(特定住宅を除く。)に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第29条第1項に規定する居住制限者)にあっては、第2号及び第4号から第6号まで)に掲げる要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) その者の収入がアからオまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからオまでに掲げる金額を超えないこと。 ア 入居者又は同居者に次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者がある場合 21万4,000円 (ア) 障害者特別支援法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの (イ) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの (ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者 (エ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所</p>

改正後	改正前
<p>者等 (オ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 21万4,000円 ウ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 21万4,000円 エ 災害により滅失した住宅に居住していた者が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係る市営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が当該災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に低賃料のため借り上げた市営住宅に入居する場合 21万4,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円) オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 15万8,000円。</p> <p>(2) 現に住宅に困窮していることが明らかでないこと。 (3) 市町村民税又は特別区民税を滞納していない者であること。 (4) 過去に市営住宅(改良住宅(盛岡市改良住宅条例(昭和37年条例第37号)第2条第1号に規定する改良住宅をいう。以下同じ。))及びコミュニティ住宅(盛岡市コミュニティ住宅条例(平成9年条例第39号)第2条第1号に規定するコミュニティ住宅をいう。)を含む。以下この号及び次号において同じ。)に入居していた者にあつては、未納の家賃等当該市営住宅の使用に係る債務がないこと。 (5) 過去5年以内に第43条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当することにより市営住宅を退去させられた者でないこと。 (6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条、第9条第3項並びに第14条第1項及び第2項にお</p>	<p>者等 (オ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 21万4,000円 ウ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 21万4,000円 エ 災害により滅失した住宅に居住していた者が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係る市営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が当該災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に低賃料のため借り上げた市営住宅に入居する場合 21万4,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円) オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 15万8,000円。</p> <p>(2) 現に住宅に困窮していることが明らかでないこと。 (3) 市町村民税又は特別区民税を滞納していない者であること。 (4) 過去に市営住宅(改良住宅(盛岡市改良住宅条例(昭和37年条例第37号)第2条第1号に規定する改良住宅をいう。以下同じ。))及びコミュニティ住宅(盛岡市コミュニティ住宅条例(平成9年条例第39号)第2条第1号に規定するコミュニティ住宅をいう。)を含む。以下この号及び次号において同じ。)に入居していた者にあつては、未納の家賃等当該市営住宅の使用に係る債務がないこと。 (5) 過去5年以内に第43条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当することにより市営住宅を退去させられた者でないこと。 (6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条、第9条第3項並びに第14条第1項及び第2項にお</p>

改正後	改正前
<p>いて同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</p> <p>2 前項第1号エに規定する市営住宅に入居することができる者は、同項各号に掲げる要件を備えているほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>3 特定住宅に入居することができる者は、第1項各号に掲げる要件を備えているほか、次の各号に掲げる特定住宅の区分に応じ、当該各号に定める要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) 身体障害者用住宅 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者(同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人)で当該身体障害者手帳に記載されている障害(下肢又は体幹の肢体不自由に限る。)の級別が1級若しくは2級のもの(車いすを常用している者に限る。)又はその者及びその者の親族で構成されている世帯に属する者であること。</p> <p>(2) 高齢者世帯付住宅 次のア、イ又はウのいずれかに該当する世帯に属する者であること。</p> <p>ア 日常生活が可能な程度の健康状態であるが独立して生活することに健康上の不安があるため常時の安否の確認等を必要と認める60歳以上の者の単身の世帯</p> <p>イ アに規定する高齢者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。ウにおいて同じ。)で構成される世帯</p> <p>ウ アに規定する高齢者及びその者の60歳以上の親族(配偶者を除く。)1人で構成される世帯</p> <p>4 市長は、必要があると認めるときは、前2項に定めるもののほか、市営住宅の規模、設備又は間取りに応じ、当該市営住宅に入居することができ</p>	<p>いて同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</p> <p>2 前項第1号エに規定する市営住宅に入居することができる者は、同項各号に掲げる要件を備えているほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>3 特定住宅に入居することができる者は、第1項各号に掲げる要件を備えているほか、次の各号に掲げる特定住宅の区分に応じ、当該各号に定める要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) 身体障害者用住宅 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者(同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人)で当該身体障害者手帳に記載されている障害(下肢又は体幹の肢体不自由に限る。)の級別が1級若しくは2級のもの(車いすを常用している者に限る。)又はその者及びその者の親族で構成されている世帯に属する者であること。</p> <p>(2) 高齢者世帯付住宅 次のア、イ又はウのいずれかに該当する世帯に属する者であること。</p> <p>ア 日常生活が可能な程度の健康状態であるが独立して生活することに健康上の不安があるため常時の安否の確認等を必要と認める60歳以上の者の単身の世帯</p> <p>イ アに規定する高齢者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。ウにおいて同じ。)で構成される世帯</p> <p>ウ アに規定する高齢者及びその者の60歳以上の親族(配偶者を除く。)1人で構成される世帯</p> <p>4 市長は、必要があると認めるときは、前2項に定めるもののほか、市営住宅の規模、設備又は間取りに応じ、当該市営住宅に入居することができ</p>

改正後	改正前
<p>る者の年齢、世帯構成その他の事項に関し必要な要件を定めることができる。</p> <p>第7条から第69条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成27年条例第34号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>別表 略</p>	<p>る者の年齢、世帯構成その他の事項に関し必要な要件を定めることができる。</p> <p>第7条から第69条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表 略</p>